

第 1 1 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成 3 0 年 4 月 2 5 日、午後 3 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 1 1 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
1 0	亀田幸雄	1 1	仙田光男	1 2	桐生さとみ
1 3	清水 茂	1 4	赤坂安一	1 5	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 中野昂洋、主事 宮脇貴子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名、全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 5 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 5 号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員 1 5 名で定足数に達しておりますので、これより第 1 1 回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後 3 時 5 0 分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告させます。
次長。

次長 【事業概要報告】
議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】
議長 それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
4番 藤生正浩委員、13番 清水 茂委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて、日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。
主任。

主任 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。
1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が6筆、面積が3,416.49㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が20件、筆数が29筆、面積が11,762.39㎡となっております。
合計いたしまして、件数が25件、筆数が35筆、面積が15,178.88㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5条の届出が4ページから8ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】
議長 ないようですので、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
主幹。

主幹 議案書の9ページをお開き下さい。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

なお、本日時間が限られておりますので、概要の説明のみとさせていただきますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

1番、申請地は、久保田町地内の畑、面積1,097㎡です。

譲受理由は、近くに自作地があるため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、遠方に居住しているため、譲渡し離農したいというものです。

契約内容は所有権移転の贈与です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

次ページに位置図と公図が載せてありますので、ご覧ください。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年4月16日、月曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、河内委員、仙田委員、三田会長、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転贈与の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計で48筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は自作地と近接しており、またすでに相対で申請者が耕作していることから、今後も引き続き耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹。

主幹

説明の前に、議案書10ページの差し替えがございますので、本日お手元にお配りした、資料を差し込んでご覧いただければと思います。大変失礼いたしました。

それでは議案書の10ページをご覧いただきたいと思います。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は藤本町地内の畑、面積595㎡ほか3筆、計1,146㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル310枚を607.60㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考につきましても記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の65ページをご覧下さい。

1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また66ページに位置図と公図、67ページに参考までに土地利用計画図を載せていますのでご覧をいただきたいと思います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹。

主幹

それでは議案書の11ページをお開き下さい。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は羽刈町地内の田、面積1,343㎡ほか1筆、計1,346.51㎡です。

施設の概要は農業用倉庫用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりです。契約内容は、賃借権設定、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の69ページをご覧下さい。

1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断さ

れております。

また、実情調査報告書が68ページ及び70ページから74ページに載せてございます。今回調査書と実情調査報告が逆になってしまい、申し訳ありません。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は月谷町地内の田、面積813㎡ほか9筆、計11,118㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が75ページ及び77ページから89ページに載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の12ページをお開きください。

続きまして3番、申請地は奥戸町地内の畑、面積373㎡ほか4筆、計3,634㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の91ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が90ページ及び92ページから97ページに載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は奥戸町地内の畑、面積664㎡ほか2筆、計1,813㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の99ページをご覧ください。

4番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。

98ページ及び100ページから105ページに実情調査報告が載せてございます。

それでは議案書の13ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は松田町地内の田、面積1,363㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の107ページをご覧ください。

5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。106ページ及び108ページから112ページに実情調査報告が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は松田町地内の田、面積79㎡ほか4筆、計2,361㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の114ページをご覧ください。

6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。113ページ及び115ページから120ページに実情調査報告が載せてございます。

議案書の14ページをお開きください。

続きまして7番、申請地は羽刈町地内の畑、現況田、面積633㎡ほか9筆、計7,968㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の122ページをご覧ください。

7番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。121ページ及び123ページから133ページに実情調査報告が載せてあります。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は寺岡町地内の畑、面積436㎡ほか1筆、計1,175㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の134ページをご覧ください。

8番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。135ページに位置図・公図、136ページに参考までに土地利用計画図が載せてありますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は寺岡町地内の畑、面積611㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりでございます。契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の137ページをご覧ください。

9番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。138ページに位置図・公図、139ページに参考までに土地利用計画図が載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の15ページをお開きください。

続きまして10番、申請地は小俣町地内の畑、面積877㎡ほか1筆、計1,288㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は20年間の地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりです。

続きまして、議案書の140ページをご覧ください。

10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。141ページに位置図・公図、142ページに参考までに土地利用計画図を載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の15ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は久保田町地内の畑、面積40㎡ほか2筆、計90㎡です。

施設の概要は、工場の敷地拡張です。施設面積、申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考は記載のとおりでございますが、都計法34-14、工場等の敷地拡張、農地法施行令11-2、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する施設、敷地拡張でございます。

続きまして、議案書の143ページをご覧ください。

11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図が載せてありますのでご覧ください。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午後4時18分 退席】

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の68ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人及び申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請者が市内において肉牛の生産を主に農業を営んでいるが、今後も農業経営の規模拡大を図るため、農業用倉庫の建設をしたいというものです。

必要性については、現在、トラクターやコンバイン、田植機などの農機具やトラックが雨ざらしの状態となっている事から、パレット等の農業用資材の収納や従業員の休憩所を含めた農業用倉庫を建築し、それに伴い米麦乾燥機や米定温保管庫等も整備し作業の効率化を図りたいとの事でした。

また、土地の選定理由については、既設の牛舎や畜産資材置場の近隣において約1,000㎡のまとまった広さと大型トラックの往来可能な接道のある土地を条件に数ヶ所の土地を検討した結果、本申請地が既存施設と隣接し利便性が良いとのことでした。転用に係る費用は全額自己資金で賄う事を確認いたしました。

申請地は周囲を公道と水路に囲まれており、南側の市道羽刈町45号線より出入口を設け、乗り入れ部分にはボックスカルバートを敷設します。申請地内は公道の高さと合わせるため0.4m程度の盛土と砕石敷を行う計画であることから、水路への土砂流入の防止指導を行いました。

雨水対策は、建物に降った雨水は雨どいを通じ浄化槽へ、駐車場等の敷地内に降った雨水は敷地内自然浸透の計画で適切に管理することを確認しましたので、周辺農地への影響はないものと思われま。

結論として、申請地は、羽刈町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

【午後4時23分 出席】

議長 続いて2番を上程いたします。

4 番

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4 番 藤生委員。

4 番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 76 ページをご覧ください。

今回は、5 条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3 条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5 条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力 685.80 キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数 2,540 枚が設置できる、11,118 m²の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、日当たりが良く市内で自社メンテナンスが容易にできる等、太陽光発電設備に適した土地を数ヶ所検討したところ、本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。そのパネルの設置に当たっては周囲の住宅に迷惑にならないようにパネルの設置角度等に配慮をする事も確認しました。

転用に係る事業資金は土地購入費を含めすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし、除草対策としては年 3 回除草作業を行うとの事で周辺農地への影響はないものと思われまます。

また、申請地の周辺には農地として残る筆がいくつかありますが、所有者の営農の意向や相続未登記等で売買契約に至らなかった事も確認いたしました。申請地に隣接する官地は払下げをせず、測量後その境界より 1.0 m から 1.5 m 程度内側に自主後退をして安全対策のためのフェンスを設置し、農耕機の往来に支障の無いようにするとのことでした。なお、転用後も地元の水利組合と同調して一緒に草刈りや清掃を行う事の確認をいたしました。

申請地東側は官地と田、西側は官地と畑、南側は官地と公道・宅地、北側は官地や田となります。

結論として、申請地は、月谷町東部の第 2 種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9 番

9 番 長谷川です。

今回の開発業者がもう一件議案で出ていますけれども、どちらも造成を行わないという形で提出されているのですが、羽刈の案件に対しては、確実に埋め立てしなければ、発電できない場所なのです。それでも、造成なしで環境と協議済みという書類であり、今回も造成を行わない旨なので協議済みということになっています。

月谷町も造成しないで、埋め立てもしないで、砂利は若干入れるでしょうけれども、10センチくらいまでは造成といわず、何センチまで造成といわないのか基準がはっきりしませんけれども、月谷町はギリギリ造成しなくても済むかなと思います。羽刈町は造成なしではできるわけなくて、同じ会社が2件出しているのだから、その辺の取り扱いについて混乱するのではないかと。

こちらの案件はこのまま許可して、次の案件で条件を付けるのもどうかと思った質問なのですが、確実に造成はしないのか、するならば埋め立ての協議をきちんとやるようにという指導をしていただきたいなと思います。

議長

私も現地調査に行ったのですが、月谷に関しては造成しなくてもそのまま、こちらの工程はねじり杭で基礎を打たないから、高さは取れます。

羽刈の案件はこれからですが、一部低いところがあって矢場川に面しているところがちょっと低いです、実際に。そこは調査会で、事務局から川があふれたら冠水する可能性がありますよねと、問いかけたところ、漏電はしませんということでした。

確かに高さをとれば、水浸しになっても漏電しないという答えが返って来るとも間違いではない。

では、事務局から。

主幹

ご指摘につきましては、事務局も書類審査の段階で確認をしましたが、85ページの図面どおり施工するということでございますので、杭を1800mm地下に打ち込んで架台を固定し、その上に太陽光パネルを設置という設計です。ほとんど整地をせずにそのまま杭を打ち込むという理解をしております。

羽刈の案件につきましても、同様の工法で行うということでございます。北側の低いところにつきましては、水で浮かんでしまうのではという指摘をしましたが、漏電についてはまずないと、それから電機の管理をする専門の職員を置いて24時間体制で管理するということでした。

羽刈のご説明をいたしますが、128ページに断面図が載せてございます。こちらでも1800mm杭を打ち込んで架台を固定し、その上に太陽光パネルを設置ということでこちらでも全く同じ工法で行うということで、その通り行われることと理解しております。

議長

はい、長谷川委員。

9番

2番の案件に関してはそれでもいいと思いますが、羽刈はそれでやったらパネルが水に浮くと思います。それを知らないでいるのか、埋め立てしてしまうのかということ、もし、埋め立てしたときにあとから取り消しができるの

かということなのですから。

安易に造成しませんで許可を取っておいて、あとからやっぱり駄目だったからということではないほうがいいのではないかとことです。

この2番の案件に関しては、このままでも大丈夫かと思えます。ただ申請者が同じだったので挙手させてもらいました。

議長 わかりました。再度確認させますか。

事務局どうしますか。2番の案件はこのまま通して、次で議論しますか。

主幹 羽刈のほうにやや不安があるということでございますので、許可条件の中に、実施計画どおり施工することを条件とする、整地のみとすることを条件に入れることは可能だと思います。

9番 そうすると、パネルがだめになります。確実にダメになります。矢場川があふれると50cmではきかない上までいきます。

議長 道は冠水してしまいますか。

9番 道までは行きませんが、橋はあふれます。

主幹 休憩をお願いします。

議長 それでは暫時休憩といたします。

【午後4時33分 休憩】

議長 それでは議事に戻ります。

【午後4時36分 再開】

議長 それでは事務局からお願いいたします。

主幹 羽刈の案件につきましては、条件に計画通り施行することと追記し、指導したいと思えます。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 遠藤委員。

6番 遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の90ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力371.64キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数1,304枚が設置できる、3,634㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。

転用に係る事業資金はすべて融資で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策として防草シートを敷くため、周辺農地への影響はないものと思われま。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界から0.2m程度自主的に後退する事も確認いたしました。

申請地東側は公道、西側と北側は公道と畑、南側は畑となります。

結論として、申請地は、奥戸町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 3番はそのように決定いたしました。

続いて4番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 遠藤委員。

6番 遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の98ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力174.42キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数612枚が設置できる、1,813㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討し

たが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。

転用に係る事業資金はすべて融資で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策として防草シートを敷くため周辺農地への影響はないものと思われま
す。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障と
ならないように境界から0.2m程度自主的に後退する事も確認いたしました。

申請地東側と西側、南側は公道と畑、北側は畑となります。

結論として、申請地は、奥戸町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、
転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているこ
とから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 4番はそのように決定いたしました。

続いて5番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の106ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきま
して、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの
で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出
席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力114キロワットの発電設備を設置しよう
と計画し、申請地に発電パネル枚数400枚が設置できる、1,363㎡の面
積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも足利市内において設
置できる条件の土地を数カ所検討し、周辺に日照を妨げる建物や木々が無く、
電柱も近くに有り日当たりも良く、面積的にも条件を満たしている適地が申
請地とのことでした。

申請地東側は公道、西側と南側、北側は田となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、施工時やメンテナンス時の車両の進入は東側の公道を使用し、車両は全て申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定しており、境界より0.5m程度自主後退をする事を確認いたしました。雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、年2回行うとのことで、周辺農地等への影響はないものと思われまます。

事業費は、土地購入費を含めすべて自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、松田町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 5番はそのように決定いたしました。

続いて6番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の113ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力82.08キロワットの発電設備を2施設設置しようとして計画し、申請地にそれぞれ発電パネル枚数288枚ずつが設置でき、また公道から進入路を設け、メンテナンス車両も駐車可能な2,361㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも足利市内において設置できる条件の土地を数カ所検討し、周辺に日照を妨げる建物や木々が無く、電柱も近くに有り日当たりも良く、面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は田と水路、西側は宅地、南側は水路、北側は公道となります。
発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、施工時やメンテナンス時の車両の進入は北側の公道を使用し、車両は全て申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定しており、境界より0.5m程度自主後退をする事を確認いたしました。雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、年2～3回行うとのことで、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。事業費は、土地購入費を含めすべて自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、松田町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 6番はそのように決定いたしました。

続いて7番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の121ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力388.80キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数1,440枚が設置できる、7,968㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、太陽光発電設備に適した土地を数ヶ所検討したところ、本申請地が適していたとの事でした。

太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。パネルの設置に当たっては周囲の住宅に迷惑にならないように設置角度等に配慮をする事も確

認しました。

転用に係る事業資金は土地購入費を含めすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年3回除草作業を行うとの事で周辺農地への影響はないものと思われま。

また、申請地の周辺には農地として残る筆がいくつかありますが、所有者の営農の意向や相続未登記等で売買契約に至らなかった事も確認いたしました。安全対策のためのフェンスの設置については、測量後、その境界より1.0mから1.5m程度内側に自主後退をし、農耕機の往来に支障の無いようにするとのことでした。

申請地東側は認定外道路と畑、西側は公道と宅地・畑、南側は認定外道路と畑、北側は認定外道路と畑となります。

結論として、申請地は、羽刈町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 7番はそのように決定いたしました。

続いて8番から11番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

主幹 議長。

議長 はい、主幹。

主幹 先ほど11番の説明で、農地区分を第2種農地と申し上げましたが、こちら第1種農地の誤りでしたので訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

議長 11番の訂正をお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 8番から11番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 議案書の16ページをお開き下さい。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年4月27日公告分であります。

議案書の17ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が74件で、面積182,535㎡です。

続きまして所有権移転ですが、訂正がございます。

件数2件とありますが、件数は1件で、4,385㎡となります。

差し替えが間に合わず、申し訳ございません。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が18ページから55ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして所有権移転ですが、1番ですが、事情により来月審議とさせていただきますので、削除をお願いいたします。

2番、売買を行う土地は、高松町地内の田970㎡ほか4筆、計4,385㎡です。

売買価格は総額で320万円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも4月27日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から13番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により2番 三田照子委員、4番 藤生委員、6番 遠藤委員、12番 桐生委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後5時00分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から13番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した5名の委員の出席を求めます。

【午後5時01分 出席】

議長

続いて、貸借権設定の14番から74番及び所有権移転を上程いたします。本件について意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

確認です。

56ページの所有権移転の譲受人ですが、亡くなられてないかどうかの確認です。または相続が済んでいるかどうか。

議長

事務局、説明をお願いします

主幹

ご指摘につきましては、ただ今確認をいたしますので、わかり次第報告いたします。

議長 それでは、所有権移転を除く、貸借権設定の14番から74番について計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の14番から74番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午後5時02分 休憩】

議長 それでは、再開いたします。

【午後5時04分 再開】

議長 続いて議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議について、農政課の説明を求めます。

農政課 足利農業振興地域整備計画の変更(案)についてご説明いたします。

A4縦の議案書(別紙)をご覧ください。

議案第5号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明いたします。

本市は、栃木県により、昭和47年度に農業振興地域が指定され、49年度に足利農業振興地域整備計画の認可を受け、その後、5回にわたり内容の見直しを行ってきました。

今回は、6回目となる見直しと、これにあわせて定期的な農振除外を行うに当たり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業委員会に意見を伺うものです。

まずは、今回の見直しの経緯について、ご説明いたします。

農振法においては、おおむね5年ごとに農用地等の面積、土地利用等に関する現況及び将来の見直しについての基礎調査を実施し、必要が生じたときや、上位計画である国の基本指針及び県の基本方針の変更時にも、市の計画を変更することが義務付けられています。

本市では、平成21年2月の整備計画の見直し以来、約10年が経過し、農業・農村を取り巻く情勢に適切に対応することが必要となりました。また、平成27年度に国の基本指針及び県の基本方針が変更されたことにより、今後の土地利用を踏まえ、総合的、計画的な見直しを行うこととなりました。

見直しに当たっては、農振法を基本とし、国の指針、県の方針、第7次足利市総合計画、人・農地プラン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、足利市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合性を十分に確保しながら、農業を取り巻く社会情勢と今後のまちづくりの目標を考えあわせ、おおむね10年後を目標とした新たな農業の振興と農村の活性化を図るものとなりました。

当整備計画(案)は、事前に、栃木県農政課、関係機関、庁内各課との協議も行っています。

記載の形式や項目などは、国から定められたものに準じて作成しております。

資料といたしましては、農業生産の現状や今後の方向、農用地等の保全や利用の現状などを調査した基礎資料と、このデータに基づいて作成された土地利用規制の基礎となる具体的な農用地利用計画と、農業振興の基本的な方向を定めた基本計画である農業振興のマスタープランから構成された、整備計画がございます。

基礎資料につきましては、既に公表されている数値やデータ、資料などをとりまとめたものであるため、説明は割愛させていただきます。

それでは、整備計画の主な変更点について説明します。

今回は、新たに盛り込んだものとして、農地中間管理事業等による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約の促進と、それに伴う荒廃農地の発生防止、さらに、新規就農者の営農定着に向けた関係機関との連携によって持続的な農業をめざすこと、各種補助事業等を活用した農道の整備及び大区画化に向けた再整備を推進し、農用地の保全に努めること等がございます。

それでは6ページをご覧ください。

こちらには、具体的な土地利用の構想について明記しております。

市内を東北部、南部、西部の3地域と、12地区に区分し、農業生産の方向性を定めた上で、合理的な土地利用を図ることとします。

また、本市においては、地理的優位性を活用した非農業的土地利用の需要が高いこともあり、東北部の富田地区においては新駅設置に伴う地域振興拠点の検討を、南部においては新たな産業振興拠点等との調整を図ることとしています。

産業振興、地域振興拠点の形成は、雇用・就業機会の創出による人口減少の歯止めや経済活性化が期待されるため、本市農業と商工業の双方の発展をめざす内容といたしました。

続いて、8ページをご覧ください。

こちらには、確保される農用地の面積を明記しております。

(1)の平成28年における農用地区域内の農地1,459haを基準とし、そこから、時代のすう勢による減少や公共事業で決定している案件の減少分を差し引き、一方で、荒廃農地の再生や農用地区域への編入に努める分を加えることで、最終的に10年後の平成39年(2027年)に1,456haの農用地を確保する計画としました。

続いて、23ページをご覧ください。農用地利用計画となっております。

こちらは、町ごとに1筆管理している農用地区域内の農用地の地番を掲載しております。

73ページをご覧ください。73ページからは用途区分について掲載しております。こちらは用途区分が農地ではなく農業用施設に変更されたものの地番となっております。

以上で、足利農業振興地域整備計画の変更（案）の説明を終わります。
ご審議、よろしくお願いいたします。
議長 ただ今、説明のありました本件について、意見を求めます。
長谷川委員。
9 番 9 番 長谷川です。
まず、2 ページにある農業振興地域の土地利用動向の中で、農用地が平成 28 年の実数で 2, 3 1 4 h a ということですが、8 ページの 2 基準年の農用地区域内の農地面積が 1, 4 5 9 h a となっているのですがこの違いについては何でしょうか。
議長 はい、農政課どうぞ。
農政課 数値がわかりにくく、申し訳ございません。
2 ページの表中、一番左側にあります実数 2, 3 1 4 ですが、こちらは農振農用地ということで、青地と白地を足した田、畑、樹園地、採草放牧地の合計を国のほうでは農用地と呼んでいるのですけれど、その合計が 2, 3 1 4 ということになります。
長谷川委員の指摘された 8 ページのいちばん上に記載のあります、農地（耕地）面積 1, 4 5 9 は、青地のみの田、畑、樹園地のくくりが農地（耕地）ということで、これも国のほうでそのように集計しているもので明記させていただきました。
議長 農振青地と農振白地の合計と、青地だけの面積ということだそうです。
よろしいですか。
9 番 この後の全協で、農業委員会でとらえている耕地面積とも数値が違うのです。
いつも混乱してしまうので、その辺の説明が明記されているわけではないので、資料を見てわかるようしてもらえればと思います。
議長 そういった希望がありますので、対応ができたらお願いいたします。
ほかに何かございますか。
なければ、本件は計画のとおり変更することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
引き続き農政課の説明を求めます。
農政課 続いて、見直しにあわせた農振除外案件です。
A 3 横の議案書 1 ページをご覧ください。
農振法第 1 0 条第 3 項に係る除外となっております。
法第 1 0 条第 3 項において、農用地区域にすべき土地として、①土地改良事業等の受益地である、② 1 0 h a 以上の広がりがあるなどの要件があり、この要件をすべて満たさない場合は、県との協議により農振除外が可能となります。
1 番、申出者は小俣町在住者、申出地は小俣町 1 9 7 6 - 3、地目は田、面

積 1 1 1 m²ほか3筆、合計 3 8 4 . 8 7 m²を除外するものです。

当該農用地は、団体営圃場整備事業の実施に伴い、平成2年に農用地区域に編入されましたが、事業の地区外とされ、圃場整備は行われず、変形・狭小のまま自宅敷地内に残っています。

農用地区域に隣接していますが、全体的な土地の広がりとしては10ha未満であり、隣接する田とは石垣による段差や自宅等により分断され、周辺農地と一体的に利用することが困難であるため、整備計画の見直しに伴い農振除外を行うものです。

2ページ以下に、位置図、農振図、公図の写し、現況図が添付されておりますので、ご参照ください。

議案書の8ページをご覧ください。

続いて、農振法第10条第4項に係る除外です。

法第10条第4項においては、公共性が特に高いと認められる事業施設は、農用地区域に含まれない土地としています。具体的には、道路、鉄道、電気、ガス、水道、電波塔などが該当します。

これらの施設については、農用地区域のまま整備を行った後、整備計画の見直しにあわせて農用地区域から除外することとしています。

今回は、道路法に基づく道路と、電気通信事業法による携帯電話の基地局を除外するものです。

まず道路につきましては、1番、栃木県による菅田町の県道飛駒足利線5, 9 7 7 . 8 2 m²、2番、足利市による樺崎町の市道北郷学校通り6, 9 2 5 . 6 m²、3番、足利市による樺崎町の市道樺崎田沼通り2, 5 1 9 m²、4番、栃木県による野田町から久保田町にわたる県道足利館林線1 5 , 5 3 8 . 1 9 m²、合計 3 0 , 9 6 0 . 6 1 m²となります。

9ページ以下に、筆の明細と位置図が添付されていますので、ご参照ください。

続いて、13ページをご覧ください。携帯電話の基地局についてです。

5番、申出者は迫間町在住者、申出地は迫間町2 7 9 - 1、地目は畑、面積 3 9 7 m²のうち3 6 m²です。

6番、申出者は群馬県みどり市在住者、申出地は板倉町3 8 2、地目は雑種地、面積 1 4 1 1 m²のうち1 9 0 m²です。

14ページ以下に、それぞれの位置図、農振図、公図の写し、土地利用計画図が添付されていますので、ご参照ください。

続きまして、農振法第13条第1項に係る除外です。

議案書の22ページをご覧ください。

法第13条第1項に基づいて、整備計画の見直し時に、国又は地方公共団体が、地域振興上必要性が高いと認める施設用地として、除外をするものです。

1番、目的は栃木県による足利市あがた駅南産業団地の造成に伴う放流管の整備、申出地は小曾根町5 4 6 - 2、地目は雑種地、面積は 1 9 m²です。

24ページの農振図をご覧ください。あがた駅南産業団地内の調整池から土手川へ排水を放流するに当たり、主要地方道足利・邑楽・行田線を横断し、市道羽刈町65号線、羽刈町50号線、小曾根町3号線の地下に、放流管を埋設して整備し、土手川に接続しました。

26ページの土地利用計画図をご覧ください。小曾根町3号線1号橋の橋梁本体に直接連結した場合には、橋の強度が不足するため、橋梁下流部となる当該農用地に埋設させる必要がありました。また、上部からの損傷を回避するため、埋没部分の19㎡にアスファルト舗装を施したものです。

以上で、足利農業振興地域整備計画の見直しに伴う農振除外案件の説明を終わります。

ご審議、よろしく願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり変更することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

ここで農政課の退席となります。

それでは、議案第4号に戻りまして、所有権移転を再上程いたします。

事務局からお願いします。

主幹

長谷川委員ご指摘のとおり、譲受人はお亡くなりになられてまして、相続が行われております。相続人がいらっしゃいましたので訂正をお願いいたします。

なお、申請書類に添付されております登記簿謄本にて確認をいたしました。失礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長

それでは、所有権移転について計画通決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、所有権移転についてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法施行規則第29条第1項該当証明の処理経過について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

それでは、議案書の59ページをお開きください。

報告事項、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。

規則第29条につきましては農地転用許可の適用除外の20a未満の農業用倉庫等につきましては、届出を提出いただくことで農業委員会が農業用施設としての証明を出すものです。

1番、申請地は稲岡町地内の畑、面積1,498㎡のうち20㎡、施設の概要は農業用施設、受理の日付は平成30年3月23日、処理の日付は同じく3

月29日です。

続きまして、2番、申請地は小曾根町地内の畑及び田、面積618㎡のうち78㎡ほか1筆、計197㎡、施設の概要は農業用倉庫、受理の日付は平成30年4月4日、処理の日付は同じく4月11日です。

つづきまして、議案書の60ページをお開きください。

報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は堀込町地内の田、現況 宅地、面積66㎡ほか2筆、計80.22㎡です。願出の理由は、記載のとおりで、受付の日付は平成30年3月29日、処理の日付は同じく3月29日です。現地確認は事務局と三田照子委員で行っております。

続きまして2番、申請地は県町地内の畑、現況 宅地、面積479㎡、願出の理由は、記載のとおりで、受付の日付は平成30年4月9日、処理の日付は同じく4月12日です。現地確認は事務局と長谷川職務代理で行っております。

以上、ご報告します。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また、前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、3月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第11回 足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後5時27分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月25日

足利市農業委員会

4番委員

13番委員